

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和34年3月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月7日から35年3月7日まで

私は、申立期間においてA所有のBに雇入れされていたことが、船員手帳により確認できるので、申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人の所持する船員手帳から判断すると、申立人が、申立期間において、A所有のBに雇入れされていたことが認められる。

また、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿から確認できる申立期間当時の船員保険の被保険者数は、申立人及び当該被保険者名簿から船員保険の被保険者記録が確認できる同僚が供述するBの乗組員数とおおむね一致しており、当時、当該事業所は、ほぼすべての乗組員を船員保険に加入させていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

### 2 申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和35年3月の船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

### 3 事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

- 4 政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 17 年 5 月に A 職として、B 社（C 事業所）の工場に配属された。昭和 20 年の終戦後まもなく、D 県に引き揚げたのち、E 市の F 校へ入った。卒業するまでの 1 年半の間、F 校の寄宿舍で生活し、その間、脱退手当金の連絡はなく、金銭を受け取ることもなかった。

脱退手当金の請求手続をしたことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社について、申立人の厚生年金保険被保険者台帳では、申立人に対する脱退手当金の支給月、支給金額及び支給決定日を確認することができ、これらの内容は、オンライン記録と一致する。

また、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人に対する脱退手当金の支給決定時は、通算年金制度創設前の時期であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険に加入していない申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から経緯並びに事情を聴取したが、同人は受給した記憶が無いというのみであり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 564

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から45年1月2日まで

私は、A社において昭和31年7月1日から45年1月2日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）の記録では同年7月24日に脱退手当金を受給していることになっている。

受給した記憶は無いので、調査をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月ごろに国民年金に加入し、同年4月に国民年金保険料を40年4月分からさかのぼって納付した後に、36年4月以降の期間をすべて特例納付しているところ、B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金の資格取得日は、45年1月1日から35年10月1日に訂正されていることが確認できる。これらの事実からすれば、申立人が、当時、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認識していたとは考え難い。

また、申立人の脱退手当金は昭和45年7月24日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、同年4月27日付けで厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に対して脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を回答したことが記録されている上、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から経緯並びに事情を聴取したが、同人は受給した記憶が無いというのみであり、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月 26 日から平成 5 年 10 月 1 日まで  
② 平成 6 年 10 月 1 日から 8 年 1 月 26 日まで  
③ 平成 8 年 1 月 26 日から 9 年 4 月 1 日まで

私は、卒業後、私の父が経営するA社に就職し、申立期間①及び②に係る報酬月額は 50 万円であった。また、その後、母が経営するB社に就職し、申立期間③に係る報酬月額は 50 万円であった。すべての申立期間において、賞与を含めた年収は 800 万円であった。

しかし、社会保険事務所（当時）で確認したところ、標準報酬月額が 50 万円と記録されていた期間は、平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日までの期間、及び 9 年 4 月 1 日から 11 年 10 月 1 日までの期間であり、すべての申立期間について、実際の給与支給額と標準報酬月額が相違している。

すべての申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録について、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①及び②について

申立人は、当該期間において、社会保険庁（当時）のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与支給月額（50 万円）と相違しているとして申し立てている。

しかしながら、A社は、「給与支払額を確認できる賃金台帳等の資料等が保管されていないため、詳細は不明だが、当該期間において申立人が主張する給与（50 万円）に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、当該期間当時、A社が社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士が保管する昭和 55 年 10 月分から平成 6 年 10 月分までの「健康保険

料・厚生年金保険料本人負担金額表」によると、事業主が申立人の給与から控除していた厚生年金保険料額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ一致している。

さらに、前述の社会保険労務士が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和51年3月26日において14万2,000円の標準報酬月額であったことが確認できるところ、当該標準報酬月額の記録は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

加えて、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持しておらず、前述の被保険者原票及びオンライン記録において、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

## 2 申立期間③について

申立人は、当該期間において、社会保険庁のB社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が26万円とされていることについて、年間800万円の給与を支給されていた時期に考えられないと主張している。

しかしながら、B社は、平成14年4月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の賃金台帳等は確認できない上、事業主からも供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間③に係る給与明細書を所持しておらず、オンライン記録において、標準報酬月額がさかのぼって訂正されたなど不自然な形跡は認められない。

## 3 このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から同年11月1日まで

私は、A社（現在はB社）C支店に昭和20年7月15日に入社し、同年8月1日から正社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年11月1日と記録されている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した経歴書から判断すると、申立人が昭和20年7月15日にA社C支店に入社し、申立期間において継続して同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B社は、「当社が設立された昭和26年\*月\*日以前のA社における厚生年金保険の取扱い等については、経歴書以外の関連資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

また、申立人が「同じ時期に入社した。」と供述している同僚4人に事情を聴取したところ、うち3人は「昭和20年6月に入社した。」、うち一人は「申立人と同じ昭和20年7月に入社した。」とそれぞれ供述したが、これらの同僚は、全員が申立人と同じ昭和20年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがA社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる。

さらに、前述の被保険者名簿において、昭和18年3月から21年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚27人（前述の同僚を含む。）に事情を聴取したところ、24人が入社して3か月から1年半後に厚生年金保険に加入している旨を供述しており、当時、同社では、従業員

員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人の A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は昭和 20 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、この資格取得日は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）における被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月 25 日から 49 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 4 月 25 日に A 社から B 社に出向し、51 年 1 月に再び A 社で勤務するまで、B 社に勤務した。B 社では、途中で退職していないにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において B 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所索引簿において、B 社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 49 年 1 月 1 日であることから、同社は申立期間において、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同僚は、「当時、B 社において、厚生年金保険の手續に誤りがあり、厚生年金保険の加入が遅れたと聞いたことがある。」と供述しているところ、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、A 社から B 社に出向したとされる申立人を含む前述の同僚 18 人全員に申立期間の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、事業所索引簿によると、B 社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。